

地域計画

策定年月日	令和7年7月17日
更新年月日	()
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	中ノ下 (中ノ下)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	24.49 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	23.72 ha
② 田の面積	22.91 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.54 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.38 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.00 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、大規模化等の営農条件が厳しい中山間地であるものの、水稲作中心に一部で表作・裏作でのピーマン、たまねぎなどの野菜栽培がなされており、耕作放棄地等は比較的少ない。条件的に厳しい地域を除き、かなり圃場整備ができていますが、全体的には粘土質土壌で水はけは余り良くない。

現在の農業者は65才以上が主体で、10年後を想定したアンケート調査からすれば今後農業の拡大を希望する農業者は一人もなく、後継者がいても退職後に現状維持程度の農業を行うが一部ある程度で、半数以上は農業は家庭菜園程度に縮小又は完全に離農するとし、農地は売却するか希望者に貸したいとの意向がより明確となった。地区には認定農業者でもある農業生産法人が1つあり、裏作を中心に農地を借りて、レタス・タマネギの生産を手広く実施しているが、今後さらに規模拡大する意向はない状況にある。

今後10年を見通せば、現状主体となっている70代農業者のさらなる高齢化と、農業を行う後継者が極めて少ないこと、法面管理を始めとした耕地の維持管理の困難性、獣害等被害の増大等を考えると、現状のままでは自ら耕作しない土地が半数近くになる可能性があり、担い手の確保をどうするかが最大の課題である。

地区では、10年前より地区内30農家会員で営農推進協議会を設立し、多面的支払交付金事業、中山間直接支払事業の事務局を担いながら両事業を実施してきた。また急傾斜地で狭小な谷間の2か所の農地群について、地区外の子取り和牛飼育農家に農地を貸して和牛放牧事業を行ったり、借り手がいらない農地での牧草づくりを進めてきたが、転作制度の見直しにより継続が困難となっている。さらに協議会では、個人で所有するのが困難な共同利用農機具を揃えて貸し出したり、県のふるさと村制度に応募し、都市農村の交流活動にも取り組んでいる。協議会は本格的に稲作や野菜作取り組みもうと農業法人化等も検討したが、支える人材や収益性の面からは成り立たせることが難しく、踏み出せていない。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

今回のアンケート調査からは、農業を縮小または離農したい農家が前回よりも大幅に増えており、今回10年後は現状維持と答えた人も年齢は70歳以上で、後継者は島外在住や農業を継ぐ意思のないケースが多く、実質的には農業の継続は困難でこれらの方を合わせると10年後の農業の担い手不足は、より深刻である。どのような方法で担い手を見出すか、育成していくかが最重要課題である。多くの人にとっては、永らく将来何とかなるという意識だったが、いよいよどうにもならなくなってきた感がある。切羽詰まってきたところで地区外の新規就農者への支援等も含め、具体的に対策を検討し実行していく必要がある。

当地区の農業経営では、米作は農地管理の上からも外せないが、一定の収益確保をはかつていくには、野菜作等も取り入れた複合経営をめざすことになる。本地区の特産として生産する作物を明確にしつつ、販売先をも独自に確保していくことで有利販売につなげることも考えていく必要がある。

本格的な農業生産への取り組みは行っていないが営農推進協議会(以下「協議会」という。)についても、厳しい担い手不足の中でそのあり方や将来方向について検討し、可能な限り協議会も地域の担い手化にするにはどのような方策をとる必要があるかを今一度熟慮してみる必要がある。また、担い手を目指す人が出てきたならば、協議会としても必要な支援を行えるようにする必要がある。

これらの取り組みは、地域計画の見直しも含めて、協議会での役員会・事務局会等を中心に、10年後を常に考えながら逐次具体化していくようにしたい。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域農業を担う者の高齢化が進んでいることから、農業後継者に経営を委譲した経営体や地区外から新規就農者として移住したい人などが現れたら、協議会が仲介しつつ耕作する農地を選定し、優先的に集積していくように取り組みたい。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	13.6	%	将来の目標とする集積率
			13.6 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地を手放したり貸したい農家が出てきた場合には、極力所有する圃場に近い借り受け希望者(地域の農業を担う者)に中間管理機構を通じて貸付を行い、時間をかけつつもできるだけまとまった形で集約できるよう、ルール化して担い手になる人の意向も把握しつつ協議会も係わりながら取り組む。担い手が明確する中で、将来目標も具体化させていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
担い手が高齢化しており、規模拡大希望農家もない中で、営農継続を希望する若手や地区外も含めて新規就農者が現れた場合等も考慮し、上記のルールに従いその者に対して優先的に農地を集積していくこととする。 また、農地を手放したり貸付を希望する農家が出てきたときには、上のルールに沿って協議会もかかわりながら進めることを基本とし、一方担い手より希望がない場合には、隣接地等で受けてもらえる農業者がいれば中間管理機構を通じて貸付し、できるだけ集約化を図っていくことを確認しておく。併せて逐次協議会で地域計画を見直していく。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
2019年に策定した「実質化された人・農地プラン」では、いきいき農地バンク制度を活用し地区内農地を一括中間管理機構へ預け、営農を継続したい農家は機構からやりたい圃場を再度借りる仕組みによって、時間はかかるが一定時間をかけつつ担い手への農地の集約等を進めようとしていたが、新型コロナの蔓延により集落座談会が開けず、時の経過し今回のアンケート結果から考えると、10年後の規模拡大意向農家がいらない中で、再提案しても合意が得られることは困難であることが見込まれる。 今後は、法改正に基づく現実的対応として、現在利用権設定されている農地については、期間満了後に中間管理機構を通じた貸借に付け替えるとともに、地域計画策定後に、新規で農地の貸し借りをを行う場合については、中間管理機構を活用して貸借を行うようアドバイスする。	
(3)基盤整備事業への取組	
条件の良い地域ではほぼ基盤整備ができていますが、急傾斜地等や合意形成が困難だった一部地域では出来ていない。負担金ゼロの制度ができたとはいえ、小規模なため要件に合わず、また急傾斜地等でもあるのでメリットも薄くて現行以上には困難だと思われる。 一方野菜作の振興を行うのなら、暗渠排水事業等の取り組みが望まれるが、そこまでして営農を継続する農家があるかどうか、今のところ希望は上がっていないので、状況を見つつ協議会としても対応していく。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
当地区のような中山間地帯では、国が目指すような特定の認定農業者にすべての農地を集約しようとすることは現実的でなく、担い手経営体の育成は努力しつつも、現状維持で中・小規模ながらも多彩な家族農業を続ける人や家庭菜園程度は楽しみながら継続して圃場の維持管理も含めて農業を継続する農家等、可能な限り多彩な担い手による農業を地域全体として続けてもらうことが、地域維持の点からも望ましいものと考ええる。 一方、地区外からの新規就農者の発掘も意識して、取り組む人が出てくれば協議会としても積極的に支援していくことにする。 また、協議会も多様な担い手の一つとして、現行以上に営農活動に取り組み、地域の高齢者や女性等も雇用できるような体制をつくっていくことについても、今後先進事例等を研究しつつ具体化を検討していくこととする。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
農協はライスセンターの運営と、一定の農機具の貸与等は行っており、協議会もトラクター等かなりの農機具を揃えて、自ら実施する場合やオペレータに依頼する場合が選択できるようにしているので、会員に一層のPRをして利用促進をはかる。今後、農機具が老朽化した場合等には、高額な農機具を買うのではなく協議会の機械を利用してもらうように働きかける。 なお、水稲収穫関係の農機具は揃えていないので、今後の状況を見つつ必要になってきた場合には、購入も含めて検討する。	

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

① イノシシの被害がより広範になりつつあり、隣接地区ではシカの被害も出ていて、当地区にとっても脅威になりつつある。現在は電気柵の敷設が中心で、本地区より山間地に近い地区でのわなによる捕獲や銃による殺傷に頼っているが、被害の状況を見つつ本地区としてもわなの設置等による直接の駆除対策を進めることも必要と考えている。なお、協議会では電柵を購入し、複数希望者がまとまって電気柵を敷設する場合に、貸与する事業を現在行っているの、これの充実も順次進める。一方、ジャンボタニシの被害が広範になってきており、協議会では対象農家に薬剤の配布を行っているが、もう少し根本的に秋鋤時での対象圃場揃での大規模駆除等も検討していく必要がある。

⑧ 当地区の水源は10のため池と2つの深井戸及び閘をしの川からの給水であり、これらの管理が極めて重要である。ため池の堤体の草刈り等は毎年多面的事業を活用しながら、田主が定期的に行っている。

一方、ため池からの配管等は施工後40年を経過して老朽化が進みつつあり、毎年数か所で破損等が発生している状況にあり、その都度業者に来てもらいメンテナンスを行っている。配管等の大規模更新は多額の費用が掛かり、いずれ行う必要が出てくるものと思われるが、現行では様子を見つつ迅速に補修することにせざるを得ない。大規模改修に対しては毎年一定の資金を蓄え備えることも検討する必要がある。

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 17 年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考	
認農		レタス、たまねぎ	0.9 ha	ha	レタス、たまねぎ	0.9 ha	ha			
利用者		水稲、牧草、和牛	2.5 ha	2.5 ha	水稲、野菜、牧草	2.5 ha	2.5 ha			
利用者	その他農業者	水稲、野菜	21.1 ha	ha	水稲、野菜	19.8 ha	ha			
	未定		ha	ha		1.4 ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
計	4経営体		24.49 ha	2.5 ha		24.49 ha	2.5 ha			

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

[illegible]

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。